

○財務省告示第六百七十二号	○国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平成十五年十一月二十五日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。	平成十五年十一月二十一日	財務大臣 谷垣 禎一	一 名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第三十二回）	二 発行の根拠	平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律（平成十五年法律第十八号）第二條第一項	三 振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	四 発行方法	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行	五 発行額	額面金額で三百億円	六 払込金額	三百一億五千三百万円	七 最低額面金額	五万円	八 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	九 発行の価格	平成十五年十一月二十五日額面金額百円につき百円五十一銭	十 利子率	年〇・七パーセント	十一 経過利率	（一）日本郵政公社総裁は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第十九号に規定	十二 の払込み
---------------	---	--------------	------------	----------	-------------------	---------	---	-----------	---	--------	-----------------------------	-------	-----------	--------	------------	----------	-----	--------	--	---------	-----------------------------	-------	-----------	---------	---	---------

する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.7}{100} \times \frac{66}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十三 初期利子

平成十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金
十六 償還金額

平成二十年九月二十日
額面金額百円につき百円

